様式ア

事　業　計　画　書

【注意事項 】
・１部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。
・強調したい部分に下線を引いてください。
・「２団体の状況」を除き、次期（令和８年４月１日～令和 13 年３月 31 日）の指定管理業務で実施する内容を記載してください。

１　運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

阿久和地域ケアプラザ（以下、地域ケアプラザ）の担当エリアは瀬谷区の南部に位置し、旭区、泉区と隣接しています。緑と坂道が多く、コンビニエンスストアやドラッグストアは点在しますが大手スーパーは一か所に集中しており、公共交通機関はバスのみという環境です。

地区は阿久和北部と阿久和南部に分かれています。

阿久和北部地区は昭和 30～40 年代に開発された分譲地の戸建て住宅、集合住宅があるため、30 年以上居住している方が多くみられます。今後は早いペースで高齢の単身世帯が増えることが予想されます。また、高齢や障害の入所施設の参入が続いているエリアでもあります。

阿久和南部地区は比較的一戸建て住宅が多いですが、大きな県営団地や民間の団地もあり、それらの集合住宅には高齢者世帯が目立ちます。農業、造園業を営む方が多い一方、福祉施設も充実しています。昭和 40 年代に開発された大きな集合住宅では人口の減少が多く、複雑な課題をかかえる世帯が見受けられます。子育て・障害・外国籍ルーツ等を理由とした支援が必要になる家庭も多くあります。新棟３棟が造成され、こちらも複雑な課題を抱える世帯が散見されます。現在、地域活動拠点ぽかぽかプラザや LSA 事業ゆうゆう相談室と連携し対応に努めています。

阿久和北部地区には長屋門公園、阿久和南部地区にはぽかぽかプラザなど、それぞれの地区には地域活動拠点となる施設があり、地域全体の事業が盛んです。地域にある自治会館や集会所では高齢者サロンや体操教室等が開催されており、地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援の５職種で連携して支援しています。

子どもを対象とした事業として、阿久和北部地区では毎月、向原第二公園にて「大カレーパーティー（子ども食堂）」を開催、地域ケアプラザは地域活動交流が主となり支援しています。阿久和南部地区ではほぼ毎月、地域ケアプラザと瀬谷区地域子育て拠点にこてらすとの共催で、子どもの見守り事業を開催しています。エリア内の小学校への関わりとして、地域包括支援センターは認知症キャラバンメイトと協働で、小学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。地域活動交流は毎月個別支援級へ訪問し支援を通した交流を図っています。

上記地域特性から、下記を地域課題としてとらえています。

1. 高齢者が集うサロンや催しはあるが、その場所までいけない方々も多く、今後は移送サービスの充実や集える場所の構築が必要になる。
2. 高齢者の更なる増加が予想される。
3. 独居（日中独居含む）高齢者のみ世帯の割合が多い。
4. 集合住宅を中心に多重課題や複雑な課題を抱える家庭があり、支援を必要としている。

地域課題に対する取り組みは下記の通りです。
1. 高齢者が集える場所や移送サービスの充実
2. 高齢になっても活躍できるボランティアの場の提供
3. 認知症に対する地域住民の理解の促進
4. 子どもや障害者支援の関係機関と連携し、とりこぼさない支援ネットワークの構築

(2) 応募理由

当該地域ケアプラザに応募した理由について、記載してください。

当法人は、平成3年に瀬谷区宮沢に特別養護老人ホームゆうあいの郷を開設して以来、瀬谷区役所（以下、区）、連合自治会、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）などの関係機関と協力・連携しています。

その後、横浜市より業務委託を受け、平成8年3月に横浜市阿久和地域ケアプラザ開所以降、第4期まで指定管理者としての業務運営を続けています。28年にわたる運営期間に、阿久和地区連合自治会、地区社協、民生委員を含む地域住民、福祉保健活動団体、学校・病院などとの関わりが深まり、信頼関係が築かれました。

横浜市の平均に比べ高齢化率が高いエリアですが、互いに見守り支え合う地域住民が多く、近隣に支援の必要な方や気になる方がいた場合に、地域ケアプラザへ情報を頂ける関係が出来ており、適切な支援に繋げることができています。また、連合自治会や地区社協などの定例会や地域のサロン、高齢者食事会などに参加し、関係機関や地域住民の交流を図るとともに、地域の課題について情報収集を行っているため、現在進行している地域福祉保健計画の策定に積極的に取り組むことが出来ています。

地域包括ケアシステムは、超高齢化社会に向け構築された仕組みですが、今後は地域共生・地域支え合いの実現に向けた取り組みが更に必要とされます。当法人は地域ケアプラザの活動において、高齢分野に限らず、児童・障害分野などにも連携が取れており、このことは今後一層強みとなってきます。このような経緯により、幅広い分野の機関との信頼関係をいかし、地域に住む誰もが安心して暮らせる取り組みを進めていくために、第5期指定管理の応募に至りました。

(3) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1.地域ケア会議や総合相談、住民への聞き取りから地域課題を把握し協議体へと繋げます。地域住民と課題解決に向けた検討を行い、住民主体の活動の創出を支援します。
2.横浜市の平均より高齢化率が高いことからも、今後は早いペースで認知症の方が増えることが予想されます。認知症の方々が、今まで通り阿久和で生活していくために包括的な見守りネットワークが維持・継続できるよう努めます。その一環として、令和７年度からは、横浜市チームオレンジの活動を具体的に行っていきます。
3.高齢になっても元気に暮すために、ボランティア活動への参加を促し、その育成や活躍の場を広げていきます。協議体から立ち上がった「見守り配食グループわっか」や「カフェオアシス」は多くのボランティアを抱える団体に成長しました。支える人も支えられる人も生き生きと暮らせる地域を目指し、これらの団体を支援します。
4.交通の便が悪いことから、買い物のための外出に困っている高齢者を対象に、ダイエーの移動スーパーを誘致しました。また、スーパーいなげやが行っている移動スーパーとくし丸も阿久和の地域で活動いただけるようしました。今後も買い物が困難な地域へ、企業の誘致や買い物ツアーの企画等で支援します。
5.移動手段がなく、地域催しに参加したくても参加ができていなかった高齢者を対象に、地域にある高齢者施設に協力いただき、令和５年より移動支援を行っています。今後も定期的に地域ケア会議・協議体等を開催し、地域の方々と高齢者施設とが繋がるネットワークが構築できるよう支援を継続して行っていきます。

(4) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1.地域の各種会議や定例会（連合自治会、民生委員児童委員協議会、地区社協）へ参加し連携を図ります。
2.地区支援チーム福祉グループ会議へ参加し、区・区社会福祉協議会（以下、区社協）と地域情報を共有し、連携を図りながら地域を支援します。
3.月１回定例のケア会議を行い、区・区社協・地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援が出席して、情報共有や支援方針を検討します。
4.移動販売車を利用した買い物支援を行っている他区のコーディネーターと情報交換会や現地見学を行うなどし、先駆けた取り組みに関する事例を担当地区へ伝えます。
5.区単位の各職種の部会や連絡会へ参加し、区内の職種間・区・区社協との連携を図ります。
6.区社協・地区社協・阿久和南部交流拠点ぽかぽかプラザと連携して、今後も様々な問題を抱える子どもたちの支援を行います。
7.隣接する地域ケアプラザと協働で、担当エリアをまたぐ地域を対象に健康講座を開催し、新たな集いの場を創設します。

(5) 合築施設との連携について

（阿久和地域ケアプラザ、中屋敷地域ケアプラザ、二ツ橋第二地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

1.阿久和地区センターおよび阿久和地域ケアプラザは、共に地域に密着した福祉保健に関する施設として住民に向けた講座やイベント等を発信し、健康増進や生きがい・仲間づくりに関する支援を継続して取り組んでいきます。

2.合築であることの優位性を活かし、地域情報や講座に関する講師等の情報など互いの業務の質を向上させるよう情報共有を行います。また、地域住民に広く施設の役割・目的を周知できるよう共催のイベント（地区センターまつり・カローリング交流会・体力測定等）を実地していきます。

3.阿久和地区センターおよび地域ケアプラザが有する貸し部屋（多目的ホール、体育館、会議室等）は地域住民が地域活動の場として活用され、地域の福祉保健活動の支援を行っています。また、カローリングや電子ピアノ等の用具に関しても地域住民に貸出しし、イベントや健康づくりの場において広く活用されています。

2　団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

〈基本理念〉

1.『心に遊びの気持ちを』（「ゆとり」ある心）
人は誰でも幸せな生活を送る権利を持っています。
私たちは、利用者が心に「ゆとり」を持てる生活と、やすらぎに満ちた人生を歩んでいただくためのお手伝いをします。

2.『心に愛の気持ちを』（「ゆるす」気持ち）
「ゆるす」とは、心に愛を持ち、相手を慈しむこと。
私たちは、利用者に愛のある生活と、慈愛に満ちた人生を歩んでいただくためのお手伝いをします。

3.『心に会話の気持ちを』（「ほほえみ」ある生活）
「ほほえみ」を絶やさないことは、人が幸せになるカギです。
会話することで、心のふれあいができます。私たちは、優しさの通う会話のある人生を歩んでいただくためのお手伝いをします。

〈運営方針〉

私たちは、利用者全員の生活の質の向上と維持を目的に、利用者一人ひとりの理解を深め、その人間性を尊い、人の目線に立ったサービスを考えることを努力し続けます。
そのために次のような基本姿勢を理解し、創意工夫をもって利用者の支援、介護を行います。

1. 私たちは、利用者全員の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害程度、認知症の程度等あらゆる理由において差別することなく利用者の人としての尊厳を大切にします。
2. 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援、介護を行います。

3．私たちは、利用者の財産とプライバシーを保護します。
4．私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援、介護を求められた時は誠実に対応します。
5．私たちは、利用者への体罰、暴言、不適切な対応等あらゆる権利侵害の防止対策を講じます。
6．私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるよう努めます。
7．私たちは、利用者への的確な支援、介護を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

〈職員への伝え方について〉
1．当法人の基本理念並びに運営方針は、施設内の職員誰もが見ることのできるところに掲示します。
2．新規採用時は、オリエンテーション研修の中で法人理念、運営方針を伝えます。

〈法人の業務実績〉

			令和４年度	令和５年度
特別養護老人ホーム ゆうあいの郷	特養	居室（床）数	100	100
		延入居者数	30,264	33,794
		延年間稼働率	82.9%	92.3%
	短期入所	居室（床）数	10	10
		延入居者数	2,474	2,187
		延年間稼働率	67.7%	59.8%
阿久和地域ケアプラザ	デイサービス	利用定員数	35	35
		延利用者数	7,779	8,271
		１日平均利用者数	21.3	22.6
	居宅介護支援	年間プラン作成件数	1,217	691
ケアハウス ゆうあい	ケアハウス	居室（床）数	94	94
		延入居者数	33,077	34,447
		延年間稼働率	94.4%	95.7%
	特定	居室（床）数	45	45
		延入居者数	13,426	13,592
		延年間稼働率	83.2%	82.2%
特別養護老人ホームゆうあいの郷　衣笠	特養	居室（床）数	100	100
		延入居者数	34,373	34,745
		延年間稼働率	94.2%	94.9%
	短期入所	居室（床）数	10	10
		延入居者数	2,826	2,724
		延年間稼働率	77.7%	74.4%

1．特別養護老人ホームゆうあいの郷は、コロナの余波もあり、入居希望者の逓減傾向が続いた。
2．特別養護老人ホームゆうあいの郷・衣笠は、住居費、食事代、処遇改善手当等の増額により入居費用がアップした影響もあり、入居控えの傾向が続き、稼働率が微減となっている。
3．阿久和地域ケアプラザデイサービスは、コロナ終息後、わずかではあるが回復傾向にある。
4．ケアハウスゆうあいは、介護度が上がり、司施設では対応できない入居者が他に転居されたこともあったが、満室にならないものの堅調に推移した。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人税等の滞納はありません。

令和５年度予算の執行状況については、計画的かつ効率的な執行を心がけてまいりました。その結果、令和６年３月の決算においては、コロナ禍前以降久しぶりに黒字決算を計上することができました。貸借対照表では、資産の部が合計 5,158 百万円、負債の部が合計 3,970 百万円、純資産が合計 1,188 百万円となり、財務状況の健全性を維持しております。

新型コロナウイルスが５類に移行した直後は、各施設の稼働率がピーク時の水準に達していませんでしたが、この状況を改善するため、特別養護老人ホームでは、入退去委員会にて審議を行う入居希望者数を積極的に増やす取り組みを進めました。またケアハウスでは媒体を活用し、入居者増加を目指した PR 活動を展開しました。その結果、低下していた稼働率が、現在では 95%前後までに回復をしています。

介護職員をはじめとする人で不足の対応として、以前から取り組んでいた外国人採用の活動が成果を挙げ、現在では、ミャンマー27 名、インドネシア６名、中国５名、ベトナム２名の計 40 名（留学生６名を含む）が各施設で活躍をしております。これにより深刻な職員不足を回避することができています。

3　職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、職員の継続的な配置等の計画について、その考え方を記載してください。

また、欠員が発生しないための環境づくりと、万が一欠員が発生した場合の対応策についても記載してください。

〈所長予定者〉

[redacted]（現　横浜市阿久和地域ケアプラザ所長）

〈経歴〉

[redacted]	社会福祉法人湘南遊愛会　横浜市阿久和地域ケアプラザ 所長

[redacted]

[redacted]収益の確保と財務状況の健全化、適正なマネジメントによる人事管理と人材の育成、事故防止と庶務全般の運営管理、そして何よりも地域の自治会及び各種団体との良好な関係維持に努めると共に、区及び区社協との連携にも努めています。

〈必要な職員の確保・適正な配置について〉

1．当法人は、必要な職員を確保しており、介護保険制度、指定管理者制度においても適正な人員配置基準を満たしております。利用者が快適に利用できるように適正な人員配置によるサービス提供が実施できております。

2．在職する職員は、職員個々の適性や希望を踏まえ、法人内人事異動または、所内配置転換など

を行います。各事業所において、施設長（管理職）と定期的に面談を実施します。職務の達成状況や本人からの要望を聞き、能力の向上と適正な配置を目指します。
これにより、不測の事態による人員欠如とならないよう取り組みます。

3．欠員が生じた場合は、法人内で人事異動等の対応も行い、また新規採用についてもハローワーク、求人広告、当法人ホームページなどを活用して速やかに人員配置ができるよう取り組みます。

4．施設内外の研修に積極的に参加し、人材の育成を図ります。
介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員など資格を必要とする職務のための研修などに積極的に参加できるよう研修費用の法人負担や勤務扱いとして参加できるよう取り組みます。

5．職員が仕事にやりがいが持てるように人事評価すると同時に、働きやすい職場環境づくりを目指します。

〈横浜市阿久和地域ケアプラザ人員配置と資格または経験〉　令和７年１月現在

部署/職務	配置予定者	資格・経験
《所長》	[redacted]	[redacted]
《地域活動交流》		
地域活動交流コーディネーター	[redacted]	[redacted]
サブコーディネーター	６名	
《生活支援体制整備》		
生活支援コーディネーター	[redacted]	[redacted]
《地域包括支援センター》		
保健師	[redacted]	経験ある看護師
社会福祉士	[redacted]	社会福祉士
〃	[redacted]	社会福祉士
主任介護支援専門員	[redacted]	主任介護支援専門員
《居宅介護支援》		
介護支援専門員	[redacted]	主任介護支援専門員
	[redacted]	介護支援専門員
《通所介護・介護予防通所介護》		
生活相談員兼介護職員	[redacted]	介護福祉士
	[redacted]	介護福祉士
	[redacted]	介護福祉士
	[redacted]	介護福祉士
介護職員	５名	介護福祉士２名、初任者研修３名
看護職員	４名	正看護師１名、准看護師４名
運転手	４名	
事務職員	１名	

人員配置予定者は現職です。次期指定管理者においても継続して人員配置基準を満たします。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

〈人材育成〉

1．(コミュニケーション)
施設長（管理職）と定期的に面談を実施します。職務の達成状況や本人から要望を聴き、能力の向上と適正な配置を目指します。

2．(振り返り)
全職員が一年の振り返りを行い、個別の重点事項や課題解決等を確認し面談するとともに事業の推進・達成状況を確認致します。また職員から普段言えないことや要望を聴くことができます。

3．(職員会議・ミーティング)
職員会議やミーティングは、職員間のコミュニケーションの場です。各部署の報告、業務改善、研修報告、所長会、コーディネーター連絡会、地域包括支援センター連絡会、地域福祉保健計画、連合自治会などの地域関連会議の報告を行い、様々な情報の共有を図ります。Microsoft Teams を活用しリアルタイムのコミュニケーションができるようにしています。また誰もが発言しやすい会議の場の雰囲気づくりを大切にします。

4．(研修・会議への参加)
研修は、年度ごとの研修計画により実施します。
施設外研修、各部署の分科会、所長会、地域包括支援センター連絡会、コーディネーター連絡会、居宅介護支援ケアマネット、地域福祉保健計画や連合自治会定例会などの会議に積極的に参加します。

〈研修計画〉

1．施設内研修は、表の通り実施します。
必要に応じて外部講師を依頼し、職業倫理や法令遵守、法人理念を確認し、指定管理者として業務に取り組む姿勢、基本的な人材育成を目的に実施します。

施設内研修

研修名	研修内容
接遇・マナー・コミュニケーション研修	言葉づかいや態度、身だしなみ
個人情報保護研修	横浜市指定管理者としての個人情報取扱い
感染症予防研修	ノロウイルス、インフルエンザなどの対策
虐待・事故防止対策研修	ヒヤリハット、介護事故事例検討
人権啓発研修	横浜市人権施策基本方針に則り研修
災害時の対応のための研修	特別避難場所としてのケアプラザの役割
介護保険、介護技術	介護保険制度改正や介護技術の習得
認知症研修	認知症対応

2．施設外研修は、専門職に必要な知識や技能を習得します。また、職務上必要な資格の更新研修などを積極的に参加します。特に介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員などの資格取得に向けた取り組みを積極的に実施していきます。

3．横浜市、区、横浜市社会福祉協議会、横浜市ケアプラザ分科会、介護支援専門員協議会などが主催する研修会や会議へ積極的に参加します。
研修・会議の参加者は研修報告書、会議録を作成・提出し、職員全員で回覧します。研修内容

によっては、職員会議や研修報告会、ミーティングで報告します。研修・会議については、参加するだけでなく、事業所全体で情報共有し、円滑な業務の連携に活かします。

4．地域福祉保健計画における研修や会議への参加については、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員が地区支援チームとして積極的に参加しています。計画の進捗状況や各地区状況を把握するとともに、地域ケアプラザ内においても、全部署で把握し、協力したいと考えております。

4　施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

来所者が快適に利用するための設備管理業務を徹底します。

1．毎日点検の実施。夜間サブコーディネーターによる施設・設備の目視点検並びに清掃の実施。防災設備、各部屋の照明、水道、壁床の破損汚れ、整理棚の扉、各物品、手すりなどの点検を行います。点検後は日誌に記録します。毎日点検は、利用者の安全確保と甚大な故障とならないための大切な業務と考えております。

2．保守管理業者による定期点検、定期清掃の実施。月１回の総合巡視点検や定期清掃後に設備の不良や破損などの報告があった場合は、業者から詳細を聞き取り、修繕が必要かどうか確認します。小破修繕が必要となる場合は、見積もりをとり、瀬谷区福祉保健課運営企画係と事前協議を踏まえて修繕します。また、地区センターとの共用部については、地区センター事務局との事前協議も踏まえ速やかに修繕します。

3．日常点検による設備の異常（異音、警報、停止）が起きた場合は、業者へ報告するとともに瀬谷区福祉保健課運営企画係に報告します。異常の頻度など詳細を報告し、設備の耐用年数によるものか、小破修繕の対応で良いかを相談し、大規模修繕などにつなげます。

4．設備保守管理会社との連絡体制を整えます。土曜、日曜、祝日など業者が休みの場合においても緊急連絡体制を整え、緊急時に備えます。事務所内に緊急時連絡一覧を備えています。

5．横浜市建築局保全推進課が主催する施設管理者研修などに積極的に参加し、点検のポイントを学びます。研修後は、報告書の回覧、研修報告にて職員の施設管理の意識の向上につなげます。

6．職員は日頃から冷温水発生器、パコティンヒーター、給水装置など機械設備の設置場所を確認することや中央監視盤のエラーブザーなどの対応について周知します。

7．職員は整理整頓を心がけており、廊下、防災設備の前に物を置かないよう心がけています。子どもから高齢者まで利用されるため、車いす、介護用品、ゴミ箱などが歩行・移動の障害とならないように置き場所をきちんと決めて管理します。

8．職員は身の回りの清掃に心がけます。相談カウンター、洗面所の使用後の洗面テーブルの拭き掃除、ゴミの分別・片づけ、交流ホールの清掃、ピロティ玄関清掃などを行い、衛生管理を徹底します。

9．年２回大掃除を行います。換気扇、照明設備の拭き掃除、棚の中の片づけなど行います。

10．貸館利用団体の協力により、部屋使用後の清掃を行います。また年度末などにも大掃除の協力をいただけるように貸館利用団体との協力体制を築きます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

〈介護事故防止対策について〉

1.地域ケアプラザは幅広い年齢層の方が利用されます。そのため、地域の方々に安心して利用できるよう、また予め事故を防げるよう事故防止・対応マニュアルを整備し取り組みます。

2.事故防止・対応マニュアルに基づき、事故防止対策委員会が設置され、事故予防対策などについて協議します。

3.日々の業務中におきたヒヤリハットを、部署ごとのミーティングで報告するとともに記録し、全職員が意識を持てるよう情報共有します。また、ヒヤリハット事例は、事故防止対策委員会へ報告、再確認するとともに改善を図ります。

〈デイサービス利用者・家族へのリスクや利用状況の伝達〉

1.デイサービス利用開始の際は、契約時に事故や体調の急変など起こりえる事柄を家族に伝えます。

2.デイサービス送迎時や電話連絡などで、利用者の体調など利用者の状態把握に努めます。
また、利用状況を伝える手段として連絡帳による情報交換を行い、その日の利用状況を記録し、日頃から情報交換することで信頼関係を築きます。

〈事故発生時の対応について〉

事故対応は、事故対応マニュアルに基づき対応します。

1．事故発生時の対応

1)看護師による身体状態の確認

2)受診判断（病院へ連絡、場合により救急車対応）

3)事故状況の確認

2．事故発生後の対応

1)事故後は速やかに下記へ連絡します。

家族への連絡

瀬谷区福祉保健課運営企画係及び横浜市健康福祉局介護事業指導課へ第一報

横浜市へ第一報

ケアマネジャー関係機関へ連絡

2)所長は、事故調査委員会を立ち上げ、事故状況を分析し、瀬谷区役所保健福祉課運営企画係と協議の上、再発防止のために取り組みます。

(3) 災害等に対する取組について

ア　福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

〈福祉避難所の運営について〉

1．福祉避難所開設・運営は瀬谷区との協定に基づいて施設職員が行います。
大規模災害が発生した際は、福祉避難所開設・運営マニュアルに基づいて行動します。

瀬谷区対策本部との要請をもとに要援護者の受け入れを行います。
2．運営マニュアルは、年２回職員会議などで周知を図り、運営マニュアルに基づいた訓練を実施します。できるだけ早期に開設準備し、受け入れ態勢を整えられるよう日頃から防災への意識を高めていきます。
3．災害時非常備蓄物資は、毎年、消費期限、在庫のチェックをします。消費期限切れの非常備蓄物資の処分、更新を適切に管理します。
4．地域防災拠点（原小学校、原中学校、旧阿久和小学校）との連携を図ります。それぞれ行われる防災拠点の防災訓練や会議に参加し、情報共有と福祉避難所の運営についての周知を図ります。
5．連合自治会定例会、防災拠点会議、地区社協定例会などに参加して、日頃から地域の防災の取り組みを把握します。
6．民生委員、連合自治会と協力して、日頃から要援護者の見守り活動を行い、実態把握に取り組みます。
7．地域活動交流、生活支援、地域包括支援センターは、介護保険などの個別相談者や地域サロン、地域ミニデイサービス、高齢者食事会などの参加者において、災害時に支援が必要となる方を把握しておくことも大切な取り組みと考えております。

（大雪、台風などの自然災害時の取り組みについて）
1．大雪などによる自然災害時に、デイサービス利用者、居宅介護支援の利用者、地域サロンなどの参加者における独居高齢者の安否確認や見守り、配食についてもできる限り実施します。

イ　災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1．管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保（什器や事務機器の転倒・落下防止、窓ガラス等の破損・散乱防止など）、職員の食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備等災害対策の推進を図ります。
2．区役所や自治会と連携し、地域の防災活動・防災訓練へ積極的に参加します。
3．災害発生時の対応に備え、職員の連絡体制及び緊急時出勤体制の整備を図ります。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

1．施設利用においては、地域住民、利用団体に丁寧に説明を行い、皆が適切に貸館等を利用できるように今後も努めてまいります。
2．介護保険サービス事業者等の選択について、利用者の意思を尊重し、自由な選択が出来るよう「介護サービス事業者ガイドブックハートページ」などを提示し情報提供を行います。
3．介護支援専門員の事業者選択については、ハートページのほかに区が月初めに発行する「新規ケアプラン受託可能事業者一覧」を提示するほか、利用者・家族の希望を丁寧に確認し、各事業所の特徴などの情報提供も行います。

4．居宅事業所の介護支援専門員および地域包括支援センター職員は、偏りのないように介護サービスを紹介します。また、積極的にサービス事業所などの施設を見学し情報収集を心掛けます。
5．自法人の事業所を優先して紹介することのないよう公正・中立の立場で介護保険サービス事業者を紹介します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザの利用に対する意見・要望等は年1回アンケートを実施し、改善策を講じ、来所者に見える場所に掲示しています。また、苦情・要望への対応は「苦情処理マニュアル」の手順に基づいて行っています。万が一、苦情受付担当者・苦情解決責任者との話し合いで解決に至らない場合は第三者委員会の助言を仰ぎます。

〈利用者アンケート〉
1．窓口利用者（相談者）、自主事業参加者、貸出施設利用者、介護予防支援・居宅介護支援利用者、通所介護系事業利用者に対して、毎年アンケートを実施し、職員の対応状況、施設の快適性、要望などをお伺いする体制等様々な角度から利用者満足度を把握すると共に、サービスの質の向上に向けた改善対応に取り組んでいます。
2．地域包括支援センターの公正・中立性を確保するために、相談者に対して毎年アンケートを実施し、相談業務における公正・中立性の確保に努めています。
3．所長は常に地域の方々の声に耳を傾け、職員の意識、事業所の雰囲気及び施設全体の見直しと改善対応に取り組んでいます。

〈苦情対応手順について〉
1．苦情処理マニュアルに基づいて苦情解決に取り組みます。
2．苦情受付は各部署に受付担当者を配置し、適切で円滑な対応に努めます。事態を悪化させない為に迅速な対応を心がけます。常に当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を持って対応します。
3．受付担当者は、利用者または家族などからの苦情受付・苦情内容及び利用者の意向の確認と記録を行います。関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守します。
4．苦情解決責任者である所長は、苦情に対して誠意を尽くし話し合い、円滑に円満に苦情解決ができるよう取り組みます。
5．第三者委員会は、受付担当者・苦情解決責任との話し合いで解決に至らない場合に必要な助言をします。

〈苦情受付体制〉
苦情受付担当者：通所介護 [redacted]
居宅介護支援 [redacted]
地域包括支援センター [redacted]
地域活動交流 [redacted]

生活支援	[redacted]
苦情解決責任者：所　長	[redacted]

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、常勤、非常勤を問わず、職員全体に実施する内容を具体的に記載してください。

〈個人情報保護取扱について〉

1．当法人の個人情報取扱規定に基づき取り組みます。
　個人情報取扱マニュアルは、毎年、事業毎に業務点検を実施します。点検の結果、業務の見直しなどがあれば、改善点を職員会議で報告します。
2．個人情報保護研修は毎年行い、横浜市指定管理者として（公共の施設として）の個人情報の取り扱いについて、全職員が意識を持って取り組みます。
3．個人情報漏えい事故があった場合の流れ
　・個人情報漏えい事故が起きた場合は、個人情報取扱規定に基づいて処理します。
　・速やかに状況・事実確認を行い、当事者と関係者へ報告するとともに瀬谷区役所保健福祉課運営企画係及び横浜市健康福祉局介護事業指導課に第一報を入れます。
　・当事者、関係者への謝罪は、所長が速やかに行います。
　・所長は、事故調査委員会を立ち上げ、事故状況を分析し、瀬谷区役所保健福祉課運営企画係と協議の上、再発防止のために取り組みます。

〈法人の運営状況等の公開について〉

1．法人全体の運営状況については、ホームページや広報誌などを活用して情報公開に取り組みます。
2．各施設は、事業報告、事業計画、決算書などの法人の情報を利用者がいつでも閲覧できる場所に設置します。
3．法人概要、施設案内、介護保険サービス運営規定、苦情対応、利用者アンケートの結果などは、利用者が見やすい場所に掲示します。

〈人権尊重の取り組み〉

1．当法人は、「横浜市人権施策基本方針改訂版」に基づいて人権尊重に取り組みます。当改訂版に掲げられた世界人権宣言「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」を尊重し、横浜市の基本理念である「一人ひとりの市民が互いに尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指します。
2．横浜市の基本認識・施策を職員が理解して取り組みます。当法人理念には、「人は誰でも幸せな生活を送る権利を持っています」とあり、横浜市の基本理念・施策と合致しており、法人運営の基礎となります。業務の遂行にあたり、職員は人権尊重を基調に、格差、差別意識、様々な問題にある正しい知識を十分に理解し取り組みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ５、３（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

〈環境への配慮〉

1．横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5.3（ごみ）計画に基づきプラスチックごみの削減を積極的に行ってまいります。
  1)適切なゴミの分別ができるよう種類別にゴミ箱をわけ、普段から整理整頓を心がけています。
  2)定期的に開催される講習会に参加して、情報を得て、全職員がゴミの減量、リサイクルに心がけるよう促していきます。
  3)備品等の買い物には必ずエコバックを持参しています。
2．省エネルギーに取り組んでいます。
  1)節電を意識して業務に取り組んでいます。
  2)節水のため適切な水圧調整をしています。
  3)空調は、電気とガス使用による冷温水発生器のため中間季においては、温度管理や機械停止をするなどの取り組みを行います。
  4)館内に「節電、節水へのお願い」のチラシなどを貼り、地域の方々からも協力頂いています。
3．施設内の緑化に取り組みます。
  1)財団法人横浜市緑の協会の緑化事業を利用し施設花壇の緑化整備に取り組んでいます。
  2)花の苗植えや花壇の整備は、植栽の好きなボランティアに協力いただいています。

〈市内中小企業優先発注について〉

当法人は横浜市内に３施設を運営しています。横浜市中小企業振興基本条例に基づき、市内中小企業の振興が地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど地域社会へ貢献できるという主旨に賛同し、施設保守管理、物品の購入の際には市内中小企業を優先的に発注しており、今後もこの方針を継続していく予定です。

〈男女共同参画推進について〉

当法人は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が対等な立場で、自らの意思によって業務のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保しています。また個人としての尊厳を重んじ、男女の差別なく能力を発揮できる機会を確保すると共に、処遇についても男女の差別なく確保しております。

5　事業

(1) 全事業共通

ア　施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域ケアプラザの全部門で来館者に対して親切丁寧な対応を心がけます。地域ケアプラザには利用しなれている貸館利用者や、介護の相談のために初めて来館される方まで様々な方がいらっしゃいます。そのお一人お一人に真摯に向き合い対応することが、施設の稼働率向上や利用者の

利益につながると考えています。

〈地域活動交流〉

1．入口のソファー席やボランティアコーナー、トイレなどは、地域の方にいつでも利用できるスペースとして開放します。

2．来館者に対して、常に受付での丁寧な対応を心がけます。

3．自主事業に参加された方に、地域ケアプラザおよび地域包括支援センターの役割などを説明し、介護保険等の相談窓口であることを周知し、活用頂いています。

4．広報誌『あくわ通信』に地域ケアプラザ各部署の自主事業、講座の案内等を掲載します。このほかにも阿久和地区の福祉保健活動団体の取り組みなど、地域の方に様々な情報を提供していきます。

5．広報誌及びホームページに、貸館の案内や貸出物品の案内を掲載します。

6．自主事業の開催については、5 職種で連携し、地域へ情報提供ができるよう年間計画を作成しています。5 職種連携で検討することにより、地域住民への多様な情報提供が可能となっています。

〈地域包括支援センター〉

1．来所相談は、個人情報（プライバシー）等を保護し、安心して話せる環境を整えた相談室で行います。

2．個別相談等は相談室や地域ケアルーム等を利用し、個人情報（プライバシー）を保護します。

3．ケアマネジャーからの相談、カンファレンス開催など、来所者が多数の場合は地域ケアルーム等を活用して対応します。

4．自主事業等、講座開催時は、他の貸館利用者と利用が重複しないよう地域活動交流と調整して、会場を確保します。

〈生活支援整備事業〉

1．地域行事や高齢者サロンへ出向き、地域包括支援センターや地域活動交流の自主事業への参加や貸館団体の情報を伝え、利用を促進します。

〈居宅介護支援事業〉

1．研修、ケアマネット、事業者連絡会、職員会議、書籍、インターネットなどで最新の情報を得て、利用者にとって必要な情報を提供します。

2．様々な相談に対応し、相談内容に応じて、他部署へ確実に繋ぎます。

〈通所介護・介護予防通所介護〉

1．デイサービスの利用者を職員全員でお迎えします。

2．ケアマネジャーへの利用者の利用報告をする際は、事業所に出向き口頭で説明するとともに、レクリエーションや行事などのＰＲをします。

3．毎月利用者・家族にデイサービス便りを発行します。レクリエーションの様子を写真付きで掲載し、次月のレクリエーション内容や職員紹介、感染症予防などの記事などを掲載し、情報提供するとともに、職員・利用者・家族のコミュニケーション材料として活用します。

イ　総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応ついての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

また、相談時間が重複した時など、繁忙時のフォロー体制についても記載してください。

当エリアは横浜市の平均を上回る高齢化率のため、老老介護の問題があります。最近では同居の高齢者だけではなく、障害者や乳幼児とのダブルケアの問題も増加しています。そのため地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に事業を行っています。事業の周知や地域ケアプラザが身近な相談窓口であることを、広報誌「あくわ通信」や自主事業や地域サロン等、ホームページで周知しています。高齢者が多いというだけではないと思われますが、紙媒体の「あくわ通信」は地域住民から楽しみにされており、回覧板が回った後に直接感想を頂いています。地域の方々のご期待に沿えるよう、「あくわ通信」に幅広い情報を掲載すべく全部署が協力して作成しています。また、直接顔を合わせる地域サロン等では、事業のチラシや相談窓口の案内を説明しながらお伝えすることで、事業への参加、個別相談につながる機会が多く見受けられます。今後も地域の方が受け入れやすい手法で情報提供を行い、身近な相談窓口であることを伝えていきます。

現在、瀬谷区高齢障害支援課障害支援担当者、瀬谷区基幹相談支援センター、瀬谷区生活支援センター及び阿久和地域包括支援センターの四機関で隔月にて連絡会を開催しています。障害者等の相談については、各機関と連絡を密にとり、対応できる体制となっています。

学校・地域コーディネーターの方と定例の会議にて子供の情報を共有できる体制をとっています。

総合相談については、午前・午後に分けて地域包括支援センター職員で当番制を布いて対応しています。来所の相談については、基本的に予約をお願いしていて、できるだけ時間が重複しないように努めています。また相談時間が重複した場合は、地域包括支援センター職員に限らず、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、ケアプラザ居宅ケアマネジャー等にも対応してもらうような体制をとっています。

ウ　各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間（５職種：保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

常に区及び区社協など関係機関との連携を基軸とした運営を心がけています。その上で所長を中心とし職員との情報共有を行うことで、５職種、居宅支援事業所、デイサービスの職員全体で、貸館や来所予定者等の情報共有を図っています。毎月５職種と所長を含めた６人会議を開催しており、この会議の中で管理運営等に関する忌憚ない意見を出し合い、ケアプラザの方向性や指針を決めて共有しています。その後に行う職員会議では全体で情報が共有できるようにしています。また、毎月行われる地域ケア会議には、瀬谷区高齢支援課、区社協、地域ケアプラザの５職種が参加し、地域で行われる行事やサロンで得られた情報は、小さなことでも共有しています。

地域ケア会議では事例の共有も行い、地域課題を抽出し、地域包括支援センターによる個別ケア会議、生活支援コーディネーターによる協議体を開催し、地域住民や関連機関と検討する場に繋げています。

併設の地区センターとは施設・設備に関する情報共有を行いながら連携し、来所者が心地よく使えるようご案内しています。地域に根付いた施設として、年１回開催される地区センターまつりを共催し、地域住民に楽しんで頂きます。

エ　地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

阿久和地区は高齢者の見守りや子育て支援、また障害者など福祉保健に関する様々な団体や関係機関が存在しています。阿久和北部地区および阿久和南部地区の連合自治会や地区社協をはじめ各委嘱委員も福祉保健への関心や意識が非常に高い地域です。

こうした各団体や連合自治会、地区社協の定例の会合に定期的に参加することで、地域の最新情報や課題についての情報収集および情報発信を行い、地域との関係構築を継続して取り組んでいきます。

また、地域の状況や時代の変化にあわせ、地域課題を解決するための新たな団体の設立や取組が必要になった際、構築してきた既存のネットワークを活かしつつ必要な地域資源・社会資源を発掘しさらに繋げていく事が、地域に必要なネットワークの在り方であると考えます。適切かつ迅速に対応できるよう、地域の関連団体や関係機関との永続的な関係構築向上に取り組んでいきます。

オ　区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

1. 第４期瀬谷区地域福祉保健計画の基本理念である「みんなでつくる　みんなのしあわせ」に沿った「おたがいさま」「健康でいきいき」「誰もが活躍できる」を常に念頭に置いて、地域ケアプラザとして継続的に地域支援をします。地区支援チームの福祉グループの一員として行政および区社協と連携を取りながら地域の現状を把握し、地域の抱える課題を解決する支援をしてきました。また、地域ケアプラザは地域住民にとって一番身近な福祉保健に関する場所となるべく、阿久和地区で行われている地域活動および会合へ職員が連携して関わり、区行政でも把握しきれない情報の収集することが重要な責務です。日々の業務の中で地域ケアプラザが収集した情報を行政と共有することで更なる地域の発展につながるよう取り組みます。
2. 区行政が開催するイベントへ参加し、地域ケアプラザの職員として住民との交流および地域情報の収集の場として活かします。

3.区行政が主催する研修および講座等に参加し、地域支援に必要な知識、技術を得ることで日常の業務に活かします。

カ　地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期振り返りおよび第5期策定に向けた地域福祉保健計画の打合せに、地区支援チームメンバーをはじめ地域包括支援センター職員も参加しています。

連合自治会、地区社協をはじめとした地域福祉保健計画参画者は、地域特性や課題をよく理解しており、積極的な話し合いを進めることが出来ています。第1期から第4期に取り組んできたことを踏まえ、今後地域に必要なことを、具体的に各自治会等へ発信することも出来ています。地域ケアプラザは、主体的に計画策定に取り組まれている地域の方々の意見が確実に反映するよう支援を継続していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

（高齢者支援事業）

1.住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けるために、高齢者に向けた事業を定期的に行ってきました。参加者にとっては定期的に行える健康増進および住民同士の交流の場、また地域ケアプラザにとっては参加者の様子を見守ることのできる機会として、地域ケアプラザ果たすべき機能と役割を踏まえ事業展開してきました。地域活動交流が主として行う事業ですが、必要に応じて地域包括支援センターや生活支援と連携し地域の高齢者を支援できるよう機能させます。

2.自主事業として立ち上げ、自主化したのちに構成メンバーの高齢化に伴い、活動の継続が困難になった場合も活動内容や依頼する講師の見直しを行うなどの後方支援を実施し、団体が長期的に活動できるよう取り組んでいます

（子育て支援事業）

1.地域で育児を行っている保護者および児童へ向けての事業を継続して実施します。
親子のスキンシップをメインテーマに季節に合わせた様々なイベント性を取り入れ、担当の講師と綿密に打ち合わせを行いながら事業を行っています。

2.不安や悩みを抱えている子育て世代を支援するべく、子育て経験豊富なボランティア・民生児童委員、地域の子育て支援団体および瀬谷区の地域子育て支援拠点である「にこてらす」

などと連携し、阿久和地区で子育てをする親子の見守り体制を構築し、情報共有等を行っています。

3. 地域で活動する子育て支援団体との共催事業を行います。互いが持つノウハウや地域との関係性を活かし、より事業の内容が向上するよう連携をしています。また、各団体が行っている事業にも積極的に参加することで、地域に根差した総合相談窓口としての機能をはたすよう努めています。

4. 瀬谷区子育て応援ネットワークに参加しています。現在では阿久和地区で活動を行う団体および施設が阿久和ブロックとして連携し、年4回程度の定例会議を実施し子育て支援に関する課題や状況の共有を行います。

(障害者支援事業)

1. 原小学校の個別支援級へ月1回程度の支援プログラムを実施しています。音楽を中心としたプログラムを取り入れ、協調性や情緒の安定、リズム感や音感の向上を目指しています。長年にわたり支援プログラムに関わった結果、学校職員や生徒との関係構築も向上しました。

2. 阿久和南部地区・北部地区のスポーツ推進委員と共催している阿久和カローリング交流会に地域の障害者グループホームの利用者と職員が参加し、地域住民と一緒にカローリングを行い、ともに地域に暮らす住民同士としての相互理解の場となっています。

(その他事業)

1. 地域活動交流が支援を行う「高齢者」「子育て世代」「障害者」と大きく分けて3つの分野がありますが、その3つの分野がつながるよう心掛け、多世代交流の場として機能するよう事業を運営しています。地域団体と共催しているカローリング交流会には近隣の障害者のグループホームの入居者が参加し、住民と共に楽しくプレイをされています。また子育て支援事業参加者とデイサービスを利用する高齢者との交流の機会提供と各世代・要支援者を横断的につなげケアプラザが行うべき事業としての質的向上を目指しています。

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

1. 地域ケアプラザの事業や地域で行われているサロンや会合の場において、地域ケアプラザが担うべき役割や機能を伝えるために、説明資料を作成し「福祉・保健」活動についての目的や重要性について理解を促す取り組みをおこなってきました。他の施設（地区センターやコミュニティスクール等）で行う活動との違いについて十分に理解いただいたうえで、地域ケアプラザを場として利用するうえでの重要性についてコミュニケーションを図りました。地域ケアプラザで活動する団体それぞれが阿久和地区での共生社会の実現に不可欠なインフォーマルサービスとしての位置付けにある事を伝え、活動のモチベーション強化につながるよう心掛けています。

2.貸館登録団体が参加する団体交流会にてすべての団体が快適に施設を利用できるよう、ルール等について共有できる場を提供しています。また、利用団体から利用者アンケートや日頃のコミュニケーションから得た要望や不満については早急に対処し、ストレスなく利用できるよう心掛けています。
3.高齢化や構成メンバーの減少等の団体活動の継続に支障をきたすような問題が発生した場合は、メンバー募集等の広報に関する支援や活動内容の見直しの支援などを行い、長期にわたり活動ができるよう寄り添った支援を実施しています。また日頃の地域支援の中での関りにおいて常に新しい地域資源の発掘を意識することで、次世代につながる人材との関係性向上に努めています

ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1.新規に登録されるボランティアに対しオリエンテーションを行い、ミスマッチが起きない様十分にニーズを聞き取ります。またボランティアの体力面、精神面等さまざまな状況を踏まえたうえでボランティアコーディネートをおこない、無理なく、楽しく、長期にわたり活動できるよう支援しています。ボランティアに関する情報を地域包括支援センターや生活支援とも共有することでお互いに顔の見える関係づくりを向上させ、ボランティアと地域ケアプラザとの信頼関係構築につなげています。
2.活動を続けるうえでのモチベーションを維持できるよう、日頃のコミュニケーションを重要視し地域ケアプラザ職員の共通認識として取り組んでいます。言動や表情の中から困りごとや悩み事をさりげなくくみ取り、支援する体制を整えています。
3.継続的に活動できるようボランティア講座やボランティア交流会を開催し、スキルアップの場やボランティア同士の交流の場を提供します。
4.よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を開催し、生活支援と協働でボランティアデビューを支援しています。また、地域活動を促すためにコーヒーボランティア講座等も適宜開催し、ボランティア発掘の機会を設けています

エ　福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1.阿久和地区で行われている地域行事（お祭り等のイベント、防災訓練）や集まりの場（サロン、健康づくりの会等）へ地域包括支援センター・生活支援・地域活動交流が連携して関わり、地域の状況および課題を収集し共有を行います。
2.阿久和地区の連合自治会や単位自治会の会合での情報収集および発信を定期的に行っています。
3.瀬谷区域での各職種連絡会に出席し、区域での福祉保健団体や人材に関する意見交換・情報

交換を行い、ケアプラザ内で情報共有し地域支援に活かします。
4.地区支援チーム会議に出席し、区および区社協との情報共有および発信を行います。
5.定期開催している地域ケア会議の場において、区および区社協の阿久和担当職員との情報共有および発信を行います。
6.地域で新たに福祉保健に関する団体や場づくりなどを立ち上げる場合には地域ケアプラザに集約された地域資源や制度に関する情報を提供し、新たな社会資源の創出を支援します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア　高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業において高齢者の生活上のニーズを把握し分析することは、何よりも重要と考えております。職員が常にアンテナをはり、キャッチしたニーズを生活支援コーディネーターへ伝え、多職種で分析を行うなど、地域ケアプラザ全体で事業の推進を図ります。

〈高齢者の生活上のニーズ把握〉
1.当事者や支援者からニーズを聞き取ります。
1)高齢者サロン・サークル・地域のイベント等に参加し、担い手や参加者との会話の中からニーズを聞き取ります。
2)個別地域ケア会議に参加し、高齢者の課題に向き合います。支援者の意見を聞くことで、高齢者自身も気が付いていないニーズもキャッチします。
3)地域ケアプラザ内会議や5職種共有情報ツールを利用し、地域で聞き取ったニーズを職員で共有します。
2.当事者が気が付いていない真のニーズを汲み取ります。
1)地域の会議に参画しニーズを汲み取ります。
2)定例のケア会議や地域ケア会議に参加し、個別ケースからニーズを把握します。
3)個別相談票より共通の課題を見つけ、ニーズを把握します。

〈ニーズの分析〉
1.横浜市統計情報ポータル、JAGES、地区概況シート等の数的データを読み解き、実際に聞き取った高齢者のニーズと照らし合わせ、アセスメントシートを作成します。
2.5職種会議や日々の業務の中で、多職種で関わり分析を行います。
3.区や区社協の地区担当、第一層生活支援コーディネーターと地区診断を行い、それぞれが持っている情報から高齢者のニーズを分析します。
4.瀬谷区生活支援コーディネーター連絡会や全市のコーディネーターの情報共有の場に参加し同じ地域課題を持つコーディネーターと連携し分析を行います。

イ　多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

日頃より地域活動へ参加し地域にある企業やNPO法人との関係構築を行います。把握した情報を地域ケアプラザ全体で共有し、主に生活支援コーディネーターが情報の整理や管理を行います。

〈具体的な取組〉

1. 協議体「福祉施設の地域貢献活動」を開催し、地域にある福祉施設に参加いただき意見を伺いました。今後も継続して開催し、地域を支える仲間として協力いただけるように関係構築を行います。
2. 高校のボランティア部と協働で住民の集いの場を開催しています。活動の当日だけでなく話し合いの場から協働することで、お互いの考えを知り、より良い場を作ることができます。
3. 高齢者の生活で利用できる民間によるサービス（配食、買い物支援等）を取りまとめてファイリングしています。
4. 買い物支援の取組を支援する際、民間企業である移動スーパー業者の声を聞き取り、住民との間に入ります。

ウ　目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

目指す地域像を地域住民や多様な主体と共に話し合い、数々の協議の場を設置・運営してまいりました。「福祉施設の地域貢献活動」に関する協議体を経て、福祉施設による地域行事の送迎活動の実施に至り、尚活動の幅を広げるために話し合いを継続しています。

〈具体的な取組〉

1. 地域の会議に参加し目指す地域像を地域住民と共に話し合います。
2. 生活支援体制整備事業を地域住民に理解いただき、新たな活動を創設する際は地域を巻き込み理解者になって頂けるよう支援を行います。
3. 住民だけでなく、多様な主体が関わり協議体を形成するよう支援します。

【開催した主な協議体】

年度	テーマ	主な参加者	成果
R４	地域福祉・交流拠点の活性化について	自治会・地区社協・民生委員・ＮＰＯ法人　他	通いの場（通所型サービスB）の立ち上げ
R４	認知症の当事者と家族が参加できる集いの場について	キャラバンメイト・カフェボランティア　他	認知症の当事者や家族が参加できるカフェの立ち上げ

Ｒ５～	高校生による地域活性化プロジェクト（継続中）	高校生・ＮＰＯ法人・地区社協・ロータリークラブ　他	「地域食堂」「クリスマスイベント」等の開催
Ｒ５～	福祉施設による地域貢献活動について（継続中）	福祉施設・連合自治会・地区社協・民生委員・福祉事業所・民間企業他	地域イベント時に福祉施設の車両を利用し送迎活動を実施

エ　高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援及びその成果の把握方法について、具体的に記載してください。

高齢者の生活上のニーズを満たすために、社会資源を把握しより良いマッチングを目指します。足りていないサービスがあるときは、協議体を開催し、解決に向けた話し合いを行い、社会資源の充実を目指します。

〈具体的な取組〉

1. 「ヨコハマ地域活動検索ナビ」を定期的に更新し、常に新鮮な情報を掲載します。また、地域ケアプラザの情報誌やホームページを使って「ヨコハマ地域活動検索ナビ」の利用促進を促します。
2. 地域の高齢者サロンに担い手を対象に「スキルアップ講座」を開催し、求められる高齢者支援を提供できるように団体を支援します。
3. 区内の生活支援コーディネーターで協働し、インフォーマルサービスの情報をまとめた冊子「せやまるシニア＋」を発行します。高齢者だけでなく、家族やケアマネジャー等の支援者にも周知し、必要な人に情報が届くよう促します。
4. 包括レベル地域ケア会議を開催し、支援する人とされる人の意見を聞きます。
5. マッチングを行った後アンケートや聞き取りをし、正しくマッチングできていたかふりかえりを行います。
6. 事業の講師を地域の企業や団体に依頼します。蓄積した情報の中から、講師にふさわしい人材を検討し声掛けしています。

【コーディネート事例】

講座名・事業名	企業・団体	役割
スマホ講座	ＮＰＯ法人	講師
カフェオアシス	福祉事業所	講師「防犯について」
高齢者サロン（出張講座）	デイサービス	講師「体操」
高齢者サロン（出張講座）	企業	講師「らく家事講座」

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア　総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1．横浜市や瀬谷区の平均よりも高齢化率の高い地域のため、相談に訪れる9割以上が65歳以上で、高齢者からの相談内容の大半は介護保険に関するものです。次に多い相談は日常生活課題で、生活困窮や障害に関する内容も含まれます。これらの相談をワンストップで適切な関連機関に繋げるよう、瀬谷区高齢支援課、生活支援課、生活支援センター等と連携を図っています。

2．窓口に来られた相談者の対応の他に、身体上の理由等で相談に来られない方、緊急性が高い状況の場合は速やかに訪問・支援を行っています。

3．センター内では毎朝、前日の相談内容の情報共有を行い、毎月行われる地域ケア会議では5職種と瀬谷区高齢支援課と区社協とで情報共有・事例検討を行い、地域課題の把握に努めています。

イ　認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

同じ時期に分譲地または集合住宅に転入された方々のため地縁が強く、互助の関係性が築かれている地域です。そのため認知症状が現れた際は、家族あるいは民生委員が地域ケアプラザに相談または情報提供して下さっています。高齢者の多いエリアのため、今後ますます認知症となる人の増加が見込まれる一方で、現在情報提供して頂いている方々が高齢となってくことが大きな課題です。新しいアプローチを検討する必要がありますが、これまで通り、認知症サポーター養成講座は継続して後方支援を行っていく予定です。今後も認知症への正しい理解や早期発見に必要な知識を地域全体へ周知していきます。担当エリアにある小学校では、認知症サポーター養成講座の開催が定例化されています。高齢者施設でも認知症予防講座と共にサポーター養成講座を行い、幅広い年齢層への働きかけを進めています。

地域への働きかけ以外にも、瀬谷区役所、ケアマネット、医師会と瀬谷区にある地域包括支援センターからなる認知症医療連携検討会にも参加し連携を図っています。この検討会に関連して、地域の医療機関へのヒアリングや施設協力医による地域住民向けの認知症に関する講座を定期開催しています。ご家族が認知症となった際の相談窓口が、地域ケアプラザにあることを、引き続き周知していきながら、気軽に相談できる体制を整えていきます

令和7年度からは、横浜市チームオレンジの活動を阿久和地域ケアプラザとして企画し運営してまいります。

地域にある認知症疾患医療センターと協働して、地域サロン等で認知症講座等を企画し、地域の方々に認知症に対する理解を深めていただけるよう努めてまいります。

ウ　権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 地域住民、ケアマネジャー等から虐待の疑いのある情報が入った場合は、速やかに瀬谷区高齢支援課と連携し対応にあたります。丁寧な聞取りなどを行い、家族など養護者の支援を行い、再発防止に努めます。
2. エンディングノート書き方講座や権利擁護講座で成年後見制度について周知します。成年後見制度の利用については高齢者だけではなく、障害のある方への支援も積極的に行います。
3. 地域内で消費者被害（オレオレ詐欺、架空請求等）が発生した場合は、自治会やサロン等で注意喚起します。

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

〈包括的・継続的ケアマネジメント支援事業〉

1. 地域で活動するケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを実践していくには、資質向上や利用者への効果的な支援への幅広い情報が必要となります。そのため、介護保険サービス・医療・障害・生活支援・区の独自サービス等公的な社会資源だけではなく、地域のインフォーマルサービスについても情報を提供しています。
2. ケアマネジャーが広く地域資源を活用するために、専門職からのアドバイスが受けられ、必要に応じた適切なサービスに繋げられるように、多職種（医療ソーシャルワーカー・介護ヘルパー等）との交流会を開催します。
3. ケアマネジャーから個別に相談があった場合には、個々の高齢者に対応ができるサービス事業所を選定し、助言を行います。
4. 新任ケアマネジャーや瀬谷区での就労が初めてのケアマネジャーに対して、年に 2 回、区内の主任ケアマネジャー・区・区社協が共催して研修会を開催し、ケアマネジャー同士の情報共有ができる関係づくりの場を提供します。
5. 一人暮らし高齢者が安心して生活ができるよう支援を進めていくために、担当ケアマネジャーと民生委員の顔の見える関係を構築するために交流会を開催します。
6. 既存の地域サロン・自治会などで、介護保険制度等について出前講座を行います。
7. 認知症医療連携会議において、瀬谷区医師会長をはじめとする認知症サポート医との連携を図ります。

〈在宅医療・介護連携推進事業〉

1. 包括的・継続的ケアマネジメントを進めていく上で、介護・福祉・医療の連携や情報共有が重要となります。一方で、個々のケアマネジャーの経験や持っている資格などにより、主治医をはじめ医療従事者との連携を苦手とされる方が多く見受けられます。そのため、区と区内地域

包括支援センターが福祉マップ（医療マップ）を協働で作成し、対応窓口・連絡方法の情報提供やアプローチがスムーズにできるようにしています。

2. 地域で活動するケアマネジャーが、医療的な困りごとを抱えているときには、地域の施設協力医からの助言をいただいたり、定期的に研修を開催して支援を行っていきます。

オ　地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、地域ケア会議の実施回数を含め、具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く安心して暮らし続けていくために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるように、包括的および継続的に支援することが地域包括ケアシステムです。地域包括ケアシステム実現のために、地域特性に応じた高齢者を支える仕組み作りや取り組みを行い、自治会・民生委員・区社協・区内ケアマネジャー・地域事業所や施設、そして地域ケアプラザの５職種で協働する必要があると考えています。

また、個別ケースで生じた心配ごと、困りごとに対して、それぞれの立場から意見を述べ、第三者の視点をもちながら地域課題を共有し、新たな支援体制等を検討し支援するのが地域ケア会議の機能だと理解しています。

個別ケア会議、包括レベル会議で取り上げられた課題は、生活支援コーディネーターと協働して協議体で取り上げ、解決に向けた取り組みを行った上で、新たな事業を立ち上げるきっかけとなっています。

今後も地域課題の解決やニーズへの対応に向け、地域ケア会議を活用していく予定です。地域ケア会議の回数については、年に個別ケア会議を３回、包括レベル会議を２回ほど予定しています。

カ　指定介護予防支援事業・第１号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成について記載してください。また、業務委託をする場合の基準や、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び事業者に対する具体的な支援内容の計画について記載してください。

地域包括支援センターは現行の職員にて、介護予防ケアマネジメントの実施対応が出来ていません。令和５年度、６年度には介護予防ケアマネジメント専門のプランナーを確保していましたが、６年度の途中で退職となり、現在募集をかけている状態です。指定居宅介護支援事業者へ業務委託する場合は、利用者およびその家族にハートページ、瀬谷区役所発行の新規ケアプラン受託可能事業者一覧を必ず提示し、選択して頂くようにしています。利用者等が居宅事業所を選択出来ず、地域包括支援センターに一任をご希望された場合も、公正・中立性の確保を念頭に、利用者の意向、身体機能、利用者を取り巻く環境を考慮して、いくつかの事業所をご提案して選定の協力をしています。

事業者に対する支援としては、瀬谷区にある包括支援センターが主体となり、年１回、介護予

防ケアマネジメント研修を行っています。また、主任ケアマネジャー部会として、年2回、新任・就労予定ケアマネジャーを対象に研修を行っています。阿久和地域包括支援センターとしては、年に2回ほどケアマネジャー研修を企画しており、その中でケアマネジメントの研修も織り込んでいます。

キ　一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

現在、高齢者を取り巻く状況から予測されることとして、生産年齢（15～64 歳）が減少していくとともに、要介護認定を受ける後期高齢者の増加が見込まれ、担い手不足や財政負担増大などが懸念されます。

2040 年の横浜市の高齢化率は 33.3%と推計されていることから、要介護に移行する年齢を少しでも遅らせ、健康寿命を延ばすための介護予防事業を充実させる必要があります。

〈介護予防普及啓発事業〉

1. GOGO 健康連続講座を年 2 回開催しています。65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の知識を深め、継続的に自らが介護予防の意識を保てるよう、ロコモティブシンドローム予防・口腔機能向上・栄養改善などに関する内容です。
2. 地域ケアプラザだけでなく、エリア内の福祉関連施設でも本講座を開催し、沢山のかたが介護予防を学べるよう配慮します。また、地域の高齢者サロンに出向き、介護予防に関連する講座を開催するなど、地域ケアプラザまで来られない方々にも GOGO 健康講座と同等の知識を得られるよう働きかけます。
3. 高齢者の「歩き」に着目して横浜市が独自開発したハマトレの講座も開催し、ロコモティブシンドロームの予防に心がけるよう働きかけます。
（ロコモティブシンドローム：加齢に伴う筋力低下や関節等の疾患により「立つ・座る・歩く」などの移動能力が低下する状態）

〈地域介護予防活動支援事業〉

1. 地域ケアプラザでは、高齢者が住み慣れた環境で、自分らしく健康で生きがいのある生活を長く送ることができるよう、家から歩いて行ける範囲に「身近な地域で参加者本人と仲間、そして地域も元気にする」である、元気づくりステーション事業の継続支援をしています。
阿久和地域には、にこにこ体操（柔軟・軽体操）くぬぎ会（軽体操・レクレーション）あくわ音楽倶楽部（音楽・脳トレ）の3か所が、元気づくりステーションとして活動しており、区役所地区担当保健師と共に活動支援を続けます。
2. 阿久和北部保健活動推進員による、もりもり元気かい（軽体操・ウォーキング）に区役所地区担当保健師と共に参加し、運営に関する相談対応や活動の支援を行っています。
3. 阿久和ノルディックウォーキングに活動支援として参加しています。

4.地域のサロンを支えるボランティア自身にも、実際の関わりに役立つような情報提供や介護予防講座を開催しています。

ク　多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1.瀬谷区役所、ケアマネット、医師会と瀬谷区にある地域包括支援センターからなる認知症医療連携検討会に参加しており、ヒアリングや施設協力医による地域住民向けの認知症に関する講座を定期開催しています。
2.地域にある福祉関連施設と協働して高齢者が地域行事に参加できるよう移送サービスを行っています。今後は地域と福祉関連施設が直接連携して様々な取組ができるような体制づくりを行っていきます。
3.阿久和地域にある、認知症疾患医療センター（横浜相原病院）と連携して、地域サロン等を通じて認知症の普及活動やケアマネジャーへの支援を行ってまいります。
4.地域ケア会議等を通じて、今後も地域の方々（自治会・民生委員・ボランティア等）と福祉介護関連施設やケアマネジャーとの交流機会をもち、顔の見える関係づくりを行ってまいります。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

〈事業目的・事業計画〉
1.介護保険の法令に従い、可能な限り住み慣れた居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
2.行政機関や地域包括支援センター、医療機関、サービス事業所等との多職種連携を図り、適切なサービス提供を行います。
3.質の高いケアマネジメントが提供できるよう、常に資質向上に努め年間研修計画作成のもと、事業所内外での研修受講や事例検討など対人援助職としての学びを継続します。

〈サービス提供について〉
1.ケアプラン作成にあたり、利用者や家族の意思や意向を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した生活を主体的に営むことができることを目標とし、意思決定支援を丁寧に適宜行います。
2.適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供さ

れるよう、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立を旨とします。

3．事業実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように十分配慮いたします。

〈地域ケアプラザの居宅介護支援事業所として〉

1．常に地域包括支援センターと連携し、困難ケースといわれる支援（虐待、多問題、難病、経済問題、家族支援、等）への対応が出来る体制を整えます。

2．個別ケース課題の解決のみ注視するのではなく、地域課題として把握する視点も持ち、地域包括支援センターはもとより、生活支援体制整備事業や地域活動交流事業との連携や相互協力に努め、地域ケア会議への参加やインフォーマルサービス等の社会資源の活用に積極的に取り組みます。

3．指定介護予防支援事業所と密に連携し、委託ケースのケアプラン作成を行います。要支援者の方が重度化とならないように、介護予防・自立支援の視点で目標を達成できるような支援を行います。

4．質の高いケアマネジメントを事業所として提供できるよう、ケースの情報共有や意見交換をケアマネジャー間で日頃から行います。また今後、特定事業所として申請できるよう準備を進め、人材育成としての役割も果たせるように取り組みます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

（二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ記載）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

〈運営方針〉

1．利用者、家族の思いを尊重し、居宅で個々の能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように介護計画に基づいてサービス提供します。

2．通所介護サービス計画書は、ケアプランとの一貫性を保ち、利用者個々のニーズに合わせたきめ細やかなサービスを提供できるよう作成します。

3．生活相談員、ケアワーカーの資質の向上を目指して、施設内外の研修会、横浜市地域ケアプラザ分科会デイサービス研究会、瀬谷区通所介護連絡会などに積極的に参加します。毎月デイサービス会議を開催し、業務改善、研修会報告など実施します。

4．朝夕のミーティング、職員会議で情報共有、意思統一を図ります。

5．家族、関係機関との情報交換の場を有効に活用し介護に活かします。

〈プログラム〉

【食事】

高齢者の方にとって「食べることができる」ということは、とても重要なことと捉えています。例えばデイサービスの利用が週一回であっても、ゆっくり楽しみながら食べて頂けるように、その方にあった個別ケアに取り組んでいます。また、食で季節感を味わって頂くために、行事

食（お正月膳、お花見膳、あじさい膳、夏祭りメニュー、敬老膳など）を企画・提供し、好評を得ています。

【入浴】

入浴には、利用者の清潔保持、身体状況の観察、温浴によるリラックス効果があります。利用者の心身状況に応じて、個別の対応を実施しています。職員は安全を最優先に考慮し、会話を交わしながら気持ちのいい入浴を提供しています。

【健康チェック】

デイサービス到着後、まず、お茶を飲んで頂き、一息ついてから、体温、脈拍、血圧を測ります。デイサービスには2名以上の看護師が常駐しており、自宅での様子など聞きながら、その日の体調を確認します。不調がみられた場合は速やかに家族やケアマネジャーに報告しています。

【送迎】

利用者の体力、精神などに配慮した配車を行っています。運行は安全運転第一に道路交通法を遵守し、安全確認のため指差呼称を実施します。

添乗者は、車中において利用者の状態を把握し、変調を見逃さないようにします。その日のプログラム案内や活動につなげられるように声掛けをしています。送迎の際は家族との関わりの中で情報共有等に努めます。

【休養】

高齢者が一日を通して活動することは、心身に負担がかかります。リハビリやレクリエーションをいきいきと活動して頂くため、食事後や活動の合間に、その方にあった休養をとっています。

【個別機能訓練】

利用者の希望により生活機能向上のための個別機能訓練を実施します。

機能訓練士は、利用者の身体状況にあったメニューを用意し、自立した在宅生活ができるように取り組んでいます。

【レクリエーション】

全員参加型のレクリエーションは楽しみながら全身を自然に動かすことを目的としています。

ゲーム、体操、創作活動などを通して、利用者同士の交流を図ります。

【グループレクリエーション】

カラオケ、体操、カードゲームなど利用者の好きな活動に参加して頂いています。

〈公の施設としての取り組み〉

1．地域の子育て支援グループとの交流会や地域の小学校との交流会、地域の中学校、高校の職業体験・ボランティア体験などを積極的に受け入れています。

2．地域活動交流と中学校の福祉体験、高齢者疑似体験などの福祉教育に協力しています。

3．個人や趣味の活動を行う団体で、ボランティア活動を希望される方々を積極的に受け入れています。特に、地域の活動的な高齢者に、趣味や特技、知識を活かしていただき、介護予防としても積極的に受け入れています。

4．よこはまシニアボランティアポイントに登録しているボランティアを積極的に受け入れています。

5．地域包括支援センターからの要請を受け、支援困難な方への優先的な支援、対応に取り組みます。要支援者、要介護者の実態把握のための同行訪問や介護支援を行います。

6　収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

〈収支計画について〉

1. 収支計画は、これまでの運営実績を踏まえ、計画的に予算執行されるよう取り組みます。
2. 収入は指定管理料、介護保険介護報酬により安定的な収入を確保できるよう取り組みます。指定管理料を超えた費用については、介護保険介護報酬から補てんし、利用者への快適、安心なサービスを提供するとともに、適正な雇用、施設管理を行っていきます。
3. 備品については、経年劣化による破損の危険性もあるため、計画的に入れ替えます。多目的ホール、デイルームなどのテーブルや椅子は、状況に応じて入れ替えていきます。

〈利用者サービスのための経費について〉

1. 地区センターとの複合館であり、また築年数が経過しているので、大規模修繕などに備えた取り組みが予想されます。できる限り、最小限の破損、故障で食い止め、修繕、補修が速やかにできるように地区センターとの密接な連携をとり小破修繕費用等の低減を図ります。
2. テーブルや椅子、家具についても、経年劣化し、破損するものがあります。利用者が、いつでも安心して利用できるように、日常的に点検し、安全な環境維持に取り組みます。
3. 施設内環境については、省エネにも配慮しながら、適切な温度、湿度を維持できるように取り組みます。一方で夏場は、高温となる日が多く、熱中症予防対策としての冷房を必要とします。また冬場は、異常乾燥となるため、ノロウイルス感染症やインフルエンザ予防対策として加湿に留意します。
4. 衛生管理面については、感染症予防のための手指消毒剤を玄関、トイレなどに設置します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

〈利用料金の収支の活用〉

1. 地域活動交流、地域包括支援センターの自主事業については、講師謝金、行事・体操等による怪我や事故に備えた保険などについて、参加者から適正な参加費を徴収します。
2. 介護保険事業介護報酬の収益を利用して、地域の見守り事業や防災事業、ボランティアなどのための費用として活用します。

〈運営費の効率性〉

1. 法人本部が軸となり、施設保守管理、物品購入、職員雇用などについて低額に抑えることができるよう業者選定会議、利用促進会議を開催します。予算の執行状況を確認するとともに適切な施設管理、無駄のない物品購入など効率的な運営を目指します。
2. 小破修繕、備品購入などは、見積もり合わせし、運営費用の低減を図ります。

様式イ－①

指定管理料提案書
（横浜市阿久和地域ケアプラザ）

1 指定管理料提案書

（1）地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	13,842,542円	13,842,542円	13,842,542円	13,842,542円	13,842,542円
人件費	賃金水準スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事業費		講座開催費用、講師謝金等	□	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
事務費		旅費、備品購入費、消耗品費、会議賄い費、印刷製本費、通信費、施設賠償責任保険、研修費、振込手数料、賃借料、手数料、地域協力費、車両費、雑費	□	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 （各種保守点検費）	□	6,600,000円	6,600,000円	6,600,000円	6,600,000円	6,600,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-200,000円	-200,000円	-200,000円	-200,000円	-200,000円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				22,195,542円	22,195,542円	22,195,542円	22,195,542円	22,195,542円
	うち団体本部経費							

※1：（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.125人工））＋（地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	25,882,799円	25,882,799円	25,882,799円	25,882,799円	25,882,799円
	賃金水準スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事業費		講座開催費用、講師謝金等	□	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
事務費		旅費、備品購入費、消耗品費、会議賄い費、印刷製本費、通信費、施設賠償責任保険、研修費、振込手数料、賃借料、請求ｼｽﾃﾑ費、手数料、地域協力費、車両費、雑費	□	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,920,000円	1,920,000円	1,920,000円	1,920,000円	1,920,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-20,000円	-20,000円	-20,000円	-20,000円	-20,000円
合計				30,888,799円	30,888,799円	30,888,799円	30,888,799円	30,888,799円
	うち団体本部経費							

※2：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))＋(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)＋(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	[redacted]				
	賃金水準スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		講座開催費用、講師謝金等	□					
事務費		旅費、備品購入費、消耗品費、会議賄い費、印刷製本費、通信費、研修費、振込手数料、賃借料、手数料、地域協力費、雑費	□					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-15,000円	-15,000円	-15,000円	-15,000円	-15,000円
合計				6,012,695円	6,012,695円	6,012,695円	6,012,695円	6,012,695円
	うち団体本部経費							

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講座開催費用、講師謝金等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
	うち団体本部経費						

様式イ－②

収支予算書
（横浜市阿久和地域ケアプラザ）

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市支払想定額	地域ケアプラザ運営事業	22,195,542円	22,195,542円	22,195,542円	22,195,542円	22,195,542円
		地域包括支援センター運営事業	30,888,799円	30,888,799円	30,888,799円	30,888,799円	30,888,799円
		生活支援体制整備事業	6,012,695円	6,012,695円	6,012,695円	6,012,695円	6,012,695円
		一般介護予防事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			59,251,036円	59,251,036円	59,251,036円	59,251,036円	59,251,036円
	介護保険事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円
		居宅介護支援事業	8,100,000円	8,200,000円	8,200,000円	8,300,000円	8,400,000円
		通所系サービス事業	88,000,000円	88,000,000円	89,000,000円	89,000,000円	89,000,000円
			100,900,000円	101,000,000円	102,000,000円	102,100,000円	102,200,000円
	その他収入		1,116,000円	1,116,000円	1,116,000円	1,116,000円	1,116,000円
			161,267,036円	161,367,036円	162,367,036円	162,467,036円	162,567,036円
支出	内訳	人件費	115,361,276円	115,411,276円	116,061,276円	116,061,276円	116,111,276円
		事業費	7,617,000円	7,617,000円	7,717,000円	7,767,000円	7,767,000円
		事務費	10,445,000円	10,445,000円	10,545,000円	10,545,000円	10,545,000円
		管理費	22,107,200円	22,107,200円	22,207,200円	22,207,200円	22,207,200円
		その他	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円
			160,930,476円	160,980,476円	161,930,476円	161,980,476円	162,030,476円
		うち団体本部経費	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円
収支			336,560円	386,560円	436,560円	486,560円	536,560円

様式イ－③

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
（横浜市阿久和地域ケアプラザ）

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[redacted]				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等		基礎単価	[redacted]				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時雇用職員等	①	基礎単価	[redacted]				
		配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人
	②	基礎単価	[redacted]				
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[redacted]				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等		基礎単価	[redacted]				
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時雇用職員等	①	基礎単価	[redacted]				
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価	[redacted]				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

配置人数は現状どおりです。

様式２－１

団体の概要

（令和　7年　1月　15日現在）

（ふりがな） 団体名	（しゃかいふくしほうじん　しょうなんゆうあいかい） 社会福祉法人　湘南遊愛会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
（ふりがな） 名称	（　　）
所在地	〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町８４－１ ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 （市税納付状況調査（様式６同意書による）に使用します）
設立年月日	1991年　03月
沿革	平成３年３月　社会福祉法人湘南遊愛会設立 平成３年５月　特別養護老人ホームゆうあいの郷開所 平成８年３月　横浜市阿久和地域ケアプラザ運営開始 平成14年３月　軽費老人ホームケアハウスゆうあい運営開始 平成24年４月　特別養護老人ホームゆうあいの郷衣笠開所
事業内容等	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し、総合的に提供することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域において営むことができることを目的として、第１種及び第２種社会福祉事業を行います。

財務状況
※直近３か年の事業年度分

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総収入	1,457,160,217	1,659,681,656	1,711,955,619
総支出	1,436,097,595	1,507,580,335	1,520,583,163
当期収支差額	▲36,790,063	▲2,424,132	444,121
次期繰越収支差額	125,658,781	123,234,649	123,678,770

連絡担当者	【所　属】[redacted] 【氏　名】[redacted] 【電　話】[redacted] 【ＦＡＸ】[redacted] 【E-mail】[redacted]
特記事項	